

東京都専門医認定支援事業の審査にかかる考え方

I 地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定

1. 専門医の質の向上を目指す新たな研修の開始に向け、構築しようとしている専門研修施設群・専門研修プログラムが、実施要綱に定める地域医療に配慮したものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ① 基本領域であって初期診療が地域で幅広く求められる診療領域であること。
- ② 研修施設群を構成する施設が明確になっていること。
- ③ ②の施設群における、都市部と地域（へき地・離島など東京都内の医師不足地域）をローテーションする内容の研修プログラムの作成であること。（下記4. を併せ参照すること。）

2. 上記1のプログラムを作成するため、基幹施設としての責任ある体制（作成の責任者、院内の協力体制、連携予定施設との協力体制等）ができる限り明確になっていること^{*1}。

※1 本支援事業は、各医療機関において、地域医療に配慮した研修施設群を構成し、その施設群が協力して研修プログラムを作成するための体制を支援するものです。したがって、上記2を明確にしたうえで、地域医療に配慮したプログラムをどのように作成するかを記載してください。

3. 一般社団法人日本専門医機構が定める各領域の新整備指針等に沿ったプログラムを作成することが期待できること^{*2}。

※2 本支援事業は研修プログラムを認定するものではなく、実施する研修施設を支援するものですので、事業計画書にプログラム内容を詳細に記載する必要はありませんが、可能な範囲で次の概要を簡潔に記載してください。

- ① 専門研修の目標
- ② 専門研修の期間とローテーション内容
- ③ 育成しようとしている専攻医の数（1年次当たり）
- ④ 想定している指導医の数（研修施設群全体で）

4. 東京都内において人口10万人対医師数が全国値を下回る、以下の各二次保健医療圏に所在する医療機関を研修施設群に含み、かつ、これらの施設における所定の期間の研修（一の施設における連続6か月以上を含む合計12か月以上。ただし、連携プログラムにあっては一の施設において連続6か月以上。）を必須とするプログラムであること。

- (1) 区東北部〔荒川区、足立区、葛飾区〕
- (2) 区東部〔墨田区、江東区、江戸川区〕
- (3) 西多摩〔青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町〕
- (4) 南多摩〔八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市〕
- (5) 北多摩西部〔立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市〕
- (6) 北多摩北部〔小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市〕
- (7) 島しょ〔大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村〕

II 東京都の医師不足地域の医療機関にて行われる専門研修に対する指導医の派遣等

本補助事業の趣旨は、都内の医師不足地域における専門研修を促進させるものであり、事業計画で定められた当該指導医の派遣によって、医師不足地域の医療提供体制の改善に資することが期待されるものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ① 派遣先となる医療機関は、「二次医療圏別人口10万人当たり医師数一覧表」のうち医師不足とされる医療圏に所在するものであること。
- ② 小児科、救急科、産婦人科及び総合診療の専門研修プログラムであること。
- ③ 当該指導医の派遣等が行われることによって、地域の医師不足の状況に改善が期待されること。

III 東京都のキャリア形成プログラムに基づいた専門研修に対する指導医の派遣等

本補助事業の趣旨は、東京都地域医療医師奨学金の貸与を受け、卒業後医師免許を取得した者を対象に、地域医療に従事する医師の専門研修の充実とキャリア形成上の不安解消を目的として、研修医療機関における専門研修の円滑な実施を図るものである。

このため、補助対象となるのは、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与・一般貸与）の被貸与者が専攻医となっている専門研修について、都内の研修医療機関に指導医の派遣等を行う場合である。

IV 東京都のへき地・離島等の医療機関における総合診療研修の促進支援

1. 本補助事業の趣旨は、東京都の地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、都内のへき地・離島の医療機関において、総合診療研修を行う専攻医の旅費、宿泊費を補助するものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ① 都内のへき地・離島の医師不足地域の医療機関で行われる総合診療研修であること。
- ② 総合診療研修の行われる医療機関は、基幹施設と異なる町村に所在するも

のであること。

2. 総合診療研修の行われる医療機関については、次の法律で指定された地域に限るものとする。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
→ 奥多摩町及び檜原村
- (2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
→ 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村
- (3) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
→ 小笠原村